

神奈川県労働局発表
令和元年 8 月 5 日

(担当)
神奈川県労働局労働基準部賃金室
賃金室長 島野 朋子
専門監督官 岡部 昌訓
TEL 045 211 7354 (直通)

神奈川県最低賃金 28 円の引上げへ

本日、神奈川県最低賃金審議会が答申

神奈川県最低賃金審議会(会長 盛 誠吾 一橋大学名誉教授)は、神奈川県労働局長(荻原 俊輔)から、神奈川県最低賃金の改正について、令和元年 7 月 3 日に諮問を受け、調査審議を重ねてきましたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申(別添参照)を行いました。

| | | |
|-----|---------|------------|
| 時間額 | 1,011 円 | (現行 983 円) |
| 引上額 | 28 円 | |
| 引上率 | 2.85% | |

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることとなります。

改正額の効力発生日は、令和元年 10 月 1 日の予定です。

【参考：神奈川県最低賃金額及び対前年引上率、引上額】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 最低賃金額 | 905 円 | 930 円 | 956 円 | 983 円 | 1,011 円 |
| 対前年度引上率 | 2.03% | 2.76% | 2.80% | 2.82% | 2.85% |
| 対前年度引上額 | 18 円 | 25 円 | 26 円 | 27 円 | 28 円 |

令和元年 8 月 5 日

神奈川労働局長
萩原 俊輔 殿

神奈川地方最低賃金審議会
会 長 盛 誠吾

神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 7 月 3 日付け神労発基第 0 7 0 3 号第 1 号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較考量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくよう強く要望する。さらに、近年において大幅な最低賃金の引上げが行われる中で、地域別最低賃金改定の目安について、その信頼感を高め、本審議会において十分な議論ができるよう客観的かつ合理的な根拠を示すための努力を尽くしていただくよう強く要望する。

なお、使用者側委員から、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大を目的としたものではなく、最低賃金の決定にあたっては、同一県内であっても生活圈や経済圏等に基づく様々な事情を考慮したうえで、中小企業の賃金引上げの実態を示し、三要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の「第 4 表」を根拠として金額審議が行われるべきとの強い意見が出されたことについても付記する。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であり、今後とも生産性向上の支援や取引条件改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等に取り組むとともに、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者には過大な負担が生ずることのないよう適切に運用されるよう要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に

おける特段の配慮を要望する。

神奈川労働局においては、上記の各事項について積極的に取り組んでいただくとともに、次年度の地域別最低賃金審議に向けた適切な時期に本審議会あてに取組状況を御報告いただくよう要請する。

神奈川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1011円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和元年10月1日